

# 在外公館で働く～日本の法曹にとっての国際法プラクティス～



在英日大使館一等書記官・第二東京弁護士会会員

鈴木 優<sup>1)</sup>

Suzuki, Masaru

## 国際法実務の本場に触れたくて英国に赴任

「国際法の実務経験を深めたい」。その思いを抱きつつ、2019年9月、英国のEU離脱に向けた議論が盛り上がる最中に、在英日大使館に赴任した。

英国には、国際裁判や国際仲裁を専門分野とする多くの法曹実務家が集まり、彼らが実務で培った経験をフィードバックするためのシンポジウムなども毎年多数開催されている。赴任前、シンガポールや香港で英国人弁護士から英国での国際紛争解決の実務について話を伺う機会があった。オランダ・ハーグの国際司法裁判所 (ICJ) での訴訟手続、投資仲裁及び国際商事仲裁といった個々の紛争解決手続の特性から事案に応じて有利なフォーラム (紛争解決の場) を選択する手法まで、豊富な実務経験に基づく興味深い解説を聞き、英国における国際紛争解決の実務に強い関心を持つようになった。その折に外務省の任期付公務員の募集を見て、英国で国際法の実務に触れるチャンスだと考えた。

これまで約15年の弁護士実務に

おいて、国際法を扱った経験は決して多いわけではない。もっとも、これまで私が主要な業務としてきた国際紛争解決の分野においては、国内法の解釈、適用、更にはその効力についてさえも国際法の影響を考慮する事案も多く存在した。そのような事案では、国内法と国際法を横断的に見た上で、全体的な戦略を構築する必要があり、国際法に関する実践的な知見の必要性を常々痛感していた。

このような経験を振り返り、英国での国際紛争解決の実務を見ることは今後の弁護士実務に貴重な糧となるのではないかと考えた。

## 在英日大使館での担当業務

在英日大使館での主要な業務は、英国政府関係者や国際法実務家 (研究者を含む) との関係構築及び情報収集、並びに英国のシンクタンクによるシンポジウムの調整業務等である。また、政府当局の発表やメディアの報道ぶりを常時フォローするなどして、日本の政策立案に必要な情報を得ることも重要な任務となる。情報の価値は時間の経過とともに薄れるため、タイムリーに良質な情報を

取ることが欠かせない。そのためには、前述の政府関係者らとの間で常日頃から良好なコミュニケーションをとるのはもちろんのこと、テーマに関する事前の情報の整理と迅速な報告が鍵となる。弁護士実務においても業務の効率性を求めることは当然であるが、在外公館の業務ではより高度にタイムリーな情報の収集とその伝達が求められるように感じる。

近年、宇宙やサイバー空間の利用に関する規範の形成に向けた検討が進められているが、それらの検討に参加している関係者から直接話を聞いたり、シンポジウムでの意見交換を聴講するなどして、これらの議論の動向をいち早くキャッチし、日本の政策立案の素材を提供することが重要となる。このような規範の形成過程での議論を知ることは、今後法曹として国際紛争解決を始めとする国際法実務に携わる際にも、条約やガイドライン等を本来あるべき方向で解釈・適用するにとどまらず、時代の要請に合わせて実践的ないし発展的に解釈・適用する際にも有用であると思われる。

紛争下における女性に対する性

1) 2005年10月、TMI総合法律事務所入所。2017年6月から2019年7月まで法務省訟務局国際裁判支援対策室にて任期付公務員として勤務。2019年8月に任期付公務員として外務省に入り、国際法局国際法課を経て、同年9月から現職。

暴力の防止<sup>2)</sup>やジャーナリスト及びメディアの自由の保護<sup>3)</sup>といった課題は、多数国間フォーラムである国連で長く取り組まれてきているが、英国がイニシアティブを發揮しようとしている課題の例である。日本も英国等と連携しつつ、これらの課題に取り組んでいるところである。在外公館ではこれらの取組が円滑に進められるよう当局との関係強化に努めている。

これまで弁護士として行ってきた裁判での弁論活動や契約書の作成等とは異なる世界のように思われるが、条約解釈や物事の法的観点での整理においては同じくリーガルマインドを生かせる現場である。

### 国際法のダイナミズムと魅力

国際法は、現在の国際社会の規範であると同時に、国際社会において日々刻々と発生する様々な事象に対する国家の行動が蓄積して新たな国際法の形成につながっていくというダイナミックで魅力ある法分野である。国際法は、国家が取るべき行動の根拠であると同時に、将来国際社会が進むべき方向性やそのあるべき姿を映し出すものでもある。在外公館ではそのような国際法の運用に関する実情や将来の発展の方向性等、日本の政策形成の素材となる情報を収集するとともに、対外的にもワークショップ等を開催して情報発信の場を設けるなど様々な取組を行っている。

ところで、国際法の分野では、法的な観点に加えて、国際政治の

要素を切り離すことはできない。国際紛争を例にとると、国家間のいかなる紛争であっても法の解釈・適用のみで解決できるものではない。例えば、歴史的な外交関係、条約締結交渉時のやり取り、現在の外交関係を含む条約締結後の運用状況等の様々な観点から幅広い視点をもって紛争の全体像を分析し、それを基に解決に向けた戦略を練ることが、より良い紛争解決を導き得る。その意味において、在外公館の業務では、国際法と国際政治の両面からの情報の精査が求められることが特徴であり、かつ醍醐味でもある。国家間の規範形成に向けた動向等について情報収集をする際にも、各国の意図やその背景となる事情を的確に理解することが非常に重要であると感じている。

また、種々の利害関係を反映した条約の中には、必ずしも一義的に明確な解釈を導き出せない文言を含むものが存在するが、そのような場合でも方針の策定に際して何らかの方法で結論を出す必要がある。そこで、条約の解釈と改正との間の「隙間」を見いだす作業を繰り返しながら結論を導くことになるが、こうした作業をする中で国際法の奥深さを感じることもある。

### 日本人法曹にとっての国際法実務の可能性

現在、ICJ等のいわゆる国際法廷での国際法実務における日本人法曹のプレゼンスは必ずしも高いわけではない。その理由は定か

ではないが、国際法という分野においてのみ、超人的な能力が求められるとは考えにくい。むしろ、国際法といえども、その実務においては、やはり、法曹としての基本的な能力、センスといったものが大切であるように感じられる。そうであれば、そのような能力やセンスを備えた日本人法曹が国際法実務の分野で活躍するために欠けているのは、学部やロースクール等での法教育の場で国際法になじむことや国際裁判の経験を積むことではないかと思われる。また、日本の民事訴訟実務における争点整理や尋問技術は決して世界にひけをとるものではないから、日本人法曹は蓄積してきた法廷技術に国際裁判の経験を合わせ持つことによって、国際裁判の場で活躍することは十分可能であると考えられる。

なお、国際法実務では、他の法分野と比べて実務家と研究者の垣根が低い印象を受ける。国際法の研究者が国際裁判の実務に携わることは往々にして見られるし（逆もまたしかり）、国際法に関するシンポジウム等で研究者と実務家双方が活発な意見交換を行う場面も見られる。このような実務と研究の「融合」が国際紛争解決の力強い実務を支えていると思われる。

今後国際法実務において日本人法曹の活躍の場が一層広がることを願うばかりである。

※本稿は執筆者の個人的見解を表したものであり、外務省又は在英国日本国大使館の見解を表明するものではない。

2) 現在、英国の主導の下で「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ」(Preventing Sexual Violence in Conflict Initiative)が進められている。

3) 民主主義を守るため、メディアの自由及びジャーナリストの保護等を掲げ、有志連合国によって「メディアの自由コアリション」(Media Freedom Coalition)が結成されている。